

# 一般社団法人アジア経済文化研究所 国際交流委員会規程

平成26年10月11日改定

## (設置)

### 第1条

定款に基づき、本会にアジア経済文化研究所国際交流委員会（以下「本委員会」という）を置く。

## (目的)

### 第2条

本委員会は、本会の国際交流に関する実務を行うことを目的とする。

## (組織)

### 第3条

本委員会は、委員長1名、委員若干名を以て組織する。

## (委員)

### 第4条

委員長は会長が指名する者とし、理事会の決議を経て、会長が任免する。

2. 委員は正会員の中から、理事会の推薦と委員長の推薦により、理事会の承認を経て会長が任免する。

3. 委員の任期は2会計年度とし、再任を妨げない。ただし、欠員を補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員会)

第5条 本委員会は委員長が招集し、議長となる。

2. 本委員会の審議事項は、理事会に報告し、承認を得なければならない。

3. 委員会開催の都度、委員長は議事録を作成し、これを保存する。

4. 委員会には、委員長が必要と認める時、構成員以外の者の出席を求めることができる。

## (業務)

第6条 本委員会は、第2条の国際交流に関わる目的達成のために次の業務を行

う。

- 1) 各国の学協会との連絡，情報交換及び交流事業に関すること。
- 2) 諸外国の当学会分野に関する情報提供等及び外国人研究者・専門家等によるセミナーの開催。
- 3) 国際共同研究，人物交流等の国際的な研究・交流に関すること。
- 4) その他必要な業務。

(計画・予算)

#### 第7条

委員長は，年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について，理事会の決議を経て，評議員会の承認を得なければならない。

(報告)

#### 第8条

委員長は，任期終了時においては，任期中の活動報告を理事会に提出し，次期委員会へ引き継がなければならない。

(改廃)

第9条 この規程は，理事会の決議によって改廃することができる。

附則 この規程は，平成26年10月11日より施行する。